

四国遍路と作法の変遷

内田九州男

はじめに

現代の四国遍路の作法の中心は、札所寺院の本尊を祀る本堂並びに弘法大師を祀る太子堂の前で「般若心経」を中心とするお経を唱えて、納経することにある。「般若心経」は大変難しい内容のお経であり、こうした難解な經典が果たしていつから遍路の作法の中に取り入れられたのか、この問題を追及したのが、今回の報告である。江戸時代から明治時代にかけて発行された遍路の案内書を手がかりに、その作法の変遷を追いながら、この問題に迫りたい。

こうした問題意識自体がこれまでにたれなかつたようで、先行研究は全くない。

一 現代遍路の作法

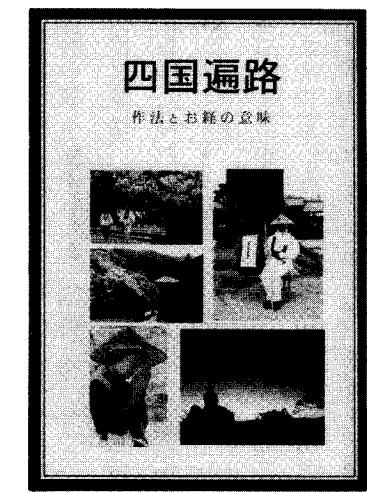


図1 「四国遍路
作法とお経の意味」
(「百万人に、お遍路を伝える会」・
靈山寺内)

現代の遍路の作法を分かりやすく説いたものに、『四国遍路 作法とお経の意味』という小冊子がある。これは一番札所靈山寺内の「百万人に、お遍路を伝える会」が発行しているもので、無料で配布されているものである。⁽¹⁾さて、この冊子では、次のように遍路の作法が紹介されている。

「お遍路の作法」

① 山門にて合掌し、一礼する。仏様が山門までお迎えに来て下さっている

- ② 開経偈
- ③ 本堂に参り、納め札、線香、ロウソク、供物料としてお賽錢を納める。
- ④ 大師堂に行き本堂と同じ要領でお参りします。
- ⑤ 念珠の持ち方（省略）
- ⑥ お札を靈場に残し、心からの願いを託します。お札は本堂に一枚、お大師堂に一枚納めます。またお接待を受けた時も、一枚差し上げます。仏前勤行は以下の十二のお経を唱えます。

② 懺悔文

- ③三帰
④三竟
⑤十善戒
⑥発菩提心真言
⑦三摩耶戒真言
⑧仏説摩訶般若波羅蜜多心經（般若心經）
⑨十三仏真言
⑩光明真言
⑪大師宝号
⑫回向（回向文）

この仏前勤行のなかでは、「般若心經」が中心である。

（経文は後掲）

二 江戸時代の作法

次に江戸時代の案内書のいくつかを取り上げて、そこで説かれている作法を紹介していきたい。

（1）真念著『四国辺路道指南』

先ず初めに江戸時代の遍路案内書の最初のもので、かつもともと有名である一六八七年（貞享四年）刊行の真念著『四国辺路道指南^②』を検討する。同書では、その「紙札うちやうの事」として、札所での作法が以下のよう記述されている。

まず、①はその札所の本尊と弘法大師、そして、大神宮・鎮守・惣して日本大小の神となっている。祈りの対象がその札所の本尊と弘法大師であること、これは当然のことと思われるが、問題はその次であろう。この両者の次に、「大神宮・鎮守・惣して日本大小の神祇」となっているのである。大神宮は伊勢神宮の神、そして以下わが国の八百万の神々に祈っているのである。次にだれのために祈るかといえば、天子は天皇、将軍・国主は幕藩領主、

其札所本尊・大師、大神宮・鎮守・惣して日本大小の神祇（①）天子・将軍・国主・主君・父母・師長・六親・眷属、乃至法界平等利益と打べし（②）常に同行の恩得（＊）を感じ宿札茶札用心有べし、

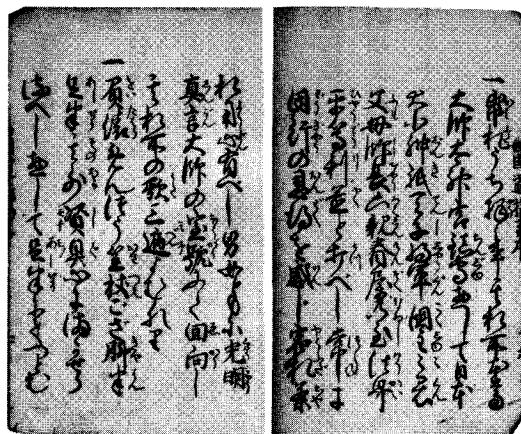


図2 真念著『四国辺路道指南』の
「紙札うち様之事」
(『四国靈場記集別冊』(勉誠社) より)

〔南無大師返照金剛〕で回向し（死後の安穏を祈り）、④札所への礼賛・お願いの歌（御詠歌）を三度詠みなさい、と解釈できる。

右のうち、「常に同行の恩得を感じ宿札茶札用心有べし」は解釈がむづかしいので、その意訳は留保したい。

（2）『四国徳礼道指南増補大成』

次にこれに次ぐ一七六七年（明和四年）の『四国徳礼道指南増補大成⁽³⁾』を見る。

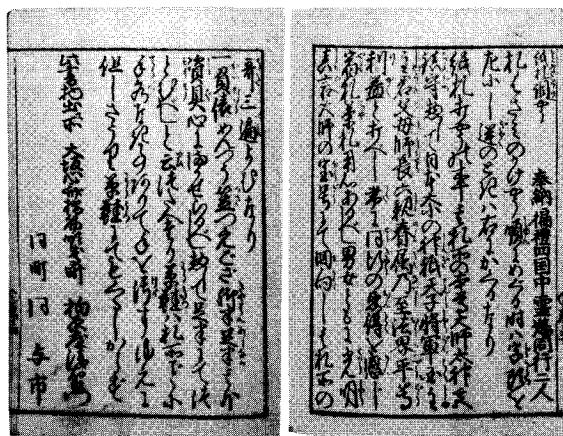


図3 『四国徳礼道指南増補大成』の
「紙札打ちやうの事」
(『四国靈場記集別冊』(勉誠社) より)

男女ともに光明真言・大師の宝号にて回向し（③）
其札所の歌三遍よむなり（④）
先ほどに見た真念著『四国辺路道指南』と全く同じである。

（3）『四国辺路道指南増補大成』

さらにこれに続く文化十二年（一八一五）の『四国辺路道指南増補大成⁽⁴⁾』を見る。

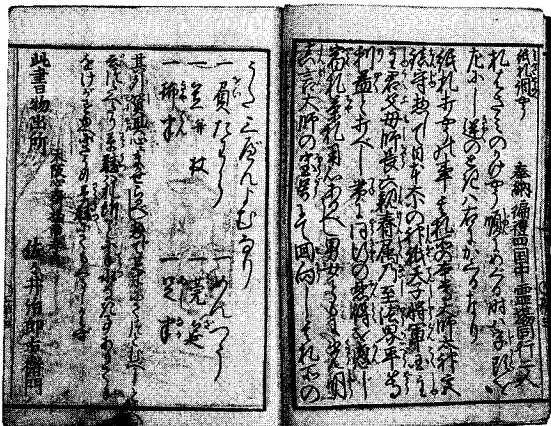


図4 『四国辺路道指南増補大成』
(愛媛県歴史文化博物館蔵)

ここでも「紙札打やうの事」は

其札所の本尊・大師、大神宮・鎮守・惣して日本大小の神祇（①）

天子・將軍・國主・主君・父母・師長・六親・眷属、乃至法界平等利益

益と打べし（②）

常に同行の恩得を感じ宿札茶札用心あるべし、

男女ともに光明真言・大師の宝号にて回向し（③）

其札所のうた三べんよむなり（④）

常に同行の恩得を感じ宿札茶札用心有べし、

と打べし（②）

先ほどと同じで、その「紙札打ちやうの事」の部分を見る。

其札所本尊・大師、大神宮・鎮守・惣して日本大小の神祇（①）

天子・將軍・國主・主君・父母・師長・六親・眷属、乃至法界平等利益

益と打べし（②）

常に同行の恩得を感じ宿札茶札用心あるべし、

男女ともに光明真言・大師の宝号にて回向し（③）

其札所のうた三べんよむなり（④）

とある。これも全くおなじである。この『四国遍路道指南増補大成』は異板も含めて幕末まで繰返し刊行がつづけられたようで、三～四種位ある。⁽⁵⁾

(4) 小括

結局江戸時代の仏前勤行は、

其札所の本尊・大師、

大神宮・鎮守・惣して日本大小の神祇 (①)

天子・将軍・國主・主君・父母・師長・六親・眷属、乃至法界平等利益と

打べし (②)

常に同行の恩得を感じ宿札茶札用心あるべし、

男女ともに光明真言・大師の宝号にて回向し (③)

其札所のうた三べんよむなり (④)

とされていたのであった。

こうした記述が最初の案内書以来一貫して続いており、その構成は、

①祈りの対象（ご利益を授けてくれるもの）は、

・其札所の本尊・大師＝札所の仏様と弘法大師

・大神宮・鎮守・惣して日本大小の神祇＝八百万の神々

の二種であり、

②御利益を受けるものは、

・天子・将軍・國主・主君・父母・師長・六親・眷属、乃至法界平等

と、生きといけるものであり、

③何によって回向するか、という点でも、

・光明真言と大師の宝号→仏への帰依、弘法大師への帰依
でもって行い、

④札所への贊辞も、

・御詠歌（其札所の歌）三遍よむなり

で、締めくくつており、時代を経ても変化はなかった。

（略）

三 近代の作法

では、近代＝明治以降ではどうか。ここでは明治期に刊行された案内記を三点検討していく。

(ア) 『四国八十八ヶ所道中独案内』

一八八〇年（明治十三年）の『四国八十八ヶ所道中独案内⁽⁶⁾』を見る。



図5 『四国八十八ヶ所
道中独案内』表紙
(明治13年4月刊)
(編集兼出版人松本善助 大阪)
(愛媛県歴史文化博物館蔵)

仏前勤行の部分は、以下のようになっている。

①紙札打やうの事 其札所の本尊・大師・大神宮・鎮守・惣じて日本大小の神祇・天子・将軍・國主・主君・父母・師長・六親・眷属、乃至法界平等利益と打べし、常に同行の恩得を感じ宿札茶札用心あるべし、男女供に光明真言・大師の宝号にて回向し、其札所の歌三遍よむなり

注目すべき第一は、祈りの対象が弘法大師と本尊という諸仏と、ありとあらゆる神であるという点であろう。そして第二は、自らの参拝が生きとしいけるものすべてにその神仏の加護を期待するという点であろう。第三に御詠歌が重視されている点であろうか。そして第四に、今回の報告のポイントである仏教の經典に関係するのは、「光明真言」と大師の宝号（「南無大師遍照金剛」）だけで、「般若心經」等がまったく出てこない点であろう。

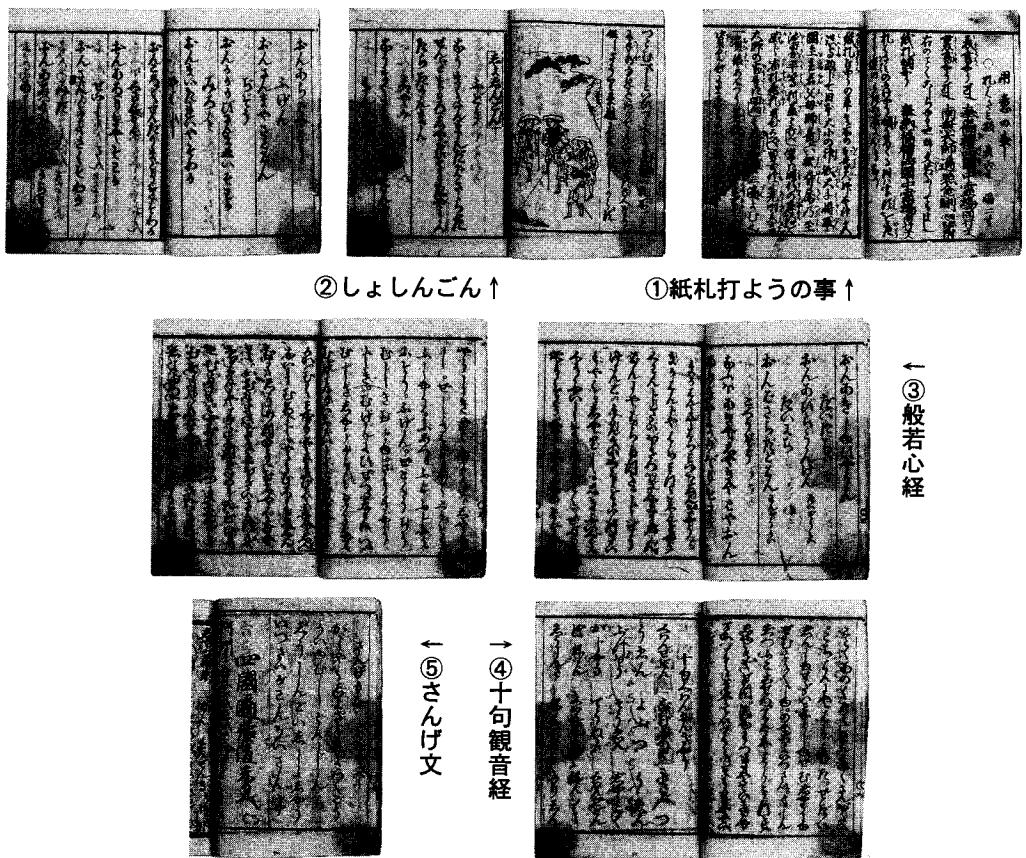


図6 『四国八十八ヶ所道中独案内』仏前勤行の部分

②の「しょしんごん」は「十三仏真言」である。

③の「まかはんにやはらミたしんぎやう」は「摩訶般若波羅密多心経」であり、いわゆる「般若心経」である。ここで初めて「般若心経」が登場したのである。

④「十句くはんおんぎやう」は「十句觀音經」である。これは、偽經といわれているもののがようだが、江戸時代中期に臨済宗の白隱（一六八五—一七六八）が『延命十句經靈驗記』を著して大いにその功德を説いた（速水佑編『觀音信仰事典』⁷）。以来この經への信仰が高まつたとされている。おそらく御利益をもたらすのに大いに威力があるという点で追加されたようで、觀音様の力も動員されたのであろう。

⑤「さんげもん」は「懺悔文」であり、仏道への帰依を表明しているものである。

この案内書で、江戸時代のスタイルを継承しつつも、「般若心経」・「十句觀音經」・「懺悔文」といった仏教の經典が本格的に取り入れられたのであつた。

(イ)『四國靈場記全』

次に一八九二年（明治二十五年）刊の『四國靈場記全』⁸を検討しよう。

ここでは、次のような仏前勤行が提案されている。

①懺悔文

是ハ華嚴經といへる御經に有、罪とがを悔ミわびる文なり、（経文—後掲）

②三帰（経文—後掲）

③三竟（経文—後掲）

④十善戒（経文—後掲）

⑤さんげもん（経文—後掲）

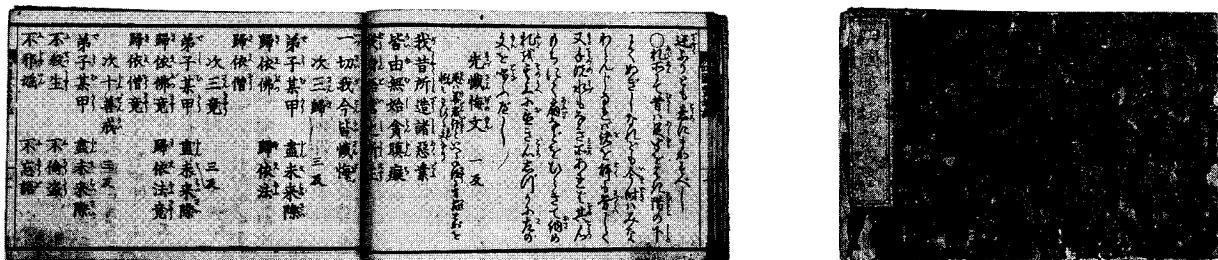
①は江戸時代のものを継承している部分である。

②しょしんごん（十三仏真言—後掲）

③まかはんにやはらミたしんぎやう（経文—後掲）

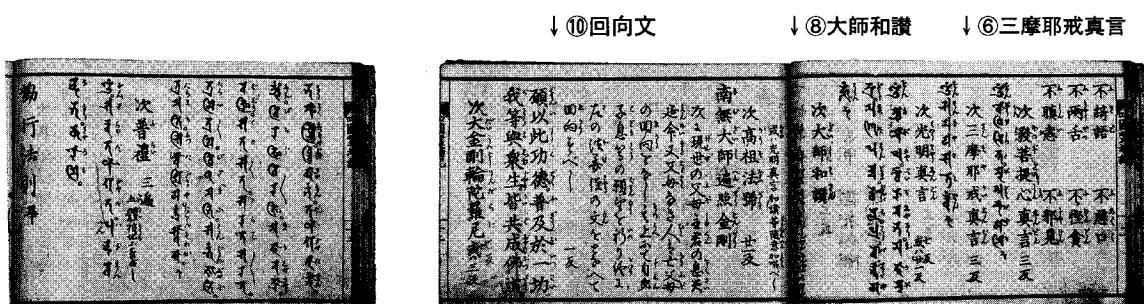
④十句くはんおんぎやう（経文—後掲）

⑤さんげもん（経文—後掲）



↑④十善戒 ↑③三竟 ↑②三帰 ↑①懺悔文

『四国靈場記』表紙
(愛媛県歴史文化博物館蔵)



↑⑩回向文 ↓⑧大師和讃 ↓⑥三摩耶戒真言
↑⑫普札・五体投地 ↑⑪大金剛輪陀羅尼 ↑⑨高祖法号 ⑦光明真言↑ ↑⑤発菩薩心真言

図7 『四国靈場記』の表紙及び仏前勤行の部分

⑦光明真言（経文—サンスクリット）

⑧大師和讃

但し経陀羅尼及び真言安心和讃或ハ光明真言和讃等随意加唱べし

⑨高祖法号 「南無大師遍照金剛」

次に現世の父母主君の息災延命又父母なき人は「父母の回向をなし、其上にて自身子息等の願望を祈り、終に左の法華經の文をとなへて回向すべし、

⑩回向文（経文—後掲）

⑪大金剛輪陀羅尼（経文—サンスクリット）

⑫普札 五体投地等すべし（経文—サンスクリット）

ここに引用されたお経は、今日の作法にその多くが取り入れられているが、⑧の大師和讃、⑪の大金剛輪陀羅尼、⑫普札 五体投地等は入っていない。この内、特に注目されるのは、⑫の「普札 五体投地等すべし」である。五体投地は今日でもカイラス巡礼で行われている礼拝の形で、一度全身を前に投げ出して腹ばいになつて拝み、ついで立ち上がり、また前に身体を投げ出す、この仕草をくりかえして前進していくのである。極めて厳しい修行であることが推測されるものであるが、そういうきびしさを遍路に要求した提案であろう。また維新时期の廢仏毀釈の打撃から仏教界が立ち直るために、厳しい戒律主義や自戒自律の精神が導入されたが、その中で広く取り入れられたのが④の十善戒であった。^⑨

（ウ）『八十八箇所御詠歌 四国道中記』

最後に一九〇二年（明治三五年）刊の『八十八箇所御詠歌 四国道中記^⑩』

を検討しよう。

この案内書では仏前勤行の構成は、以下のようになっている（図版は省略）。

①紙札打やうの事

②諸真言



図8 『八十八箇所御詠歌
四国道中記』
(愛媛県歴史文化博物館蔵)

- ③般若心経
- ④十句観音経
- ⑤さんげ文

一八八〇年（明治十三年）の『四国八十八ヶ所道中独案内』と同じ提案になっている。

（エ）小括

以上明治の三冊の遍路案内記を検討した結果、明治十三年段階で、仏教色を色濃く示した勤行次第が提案され初めて「般若心経」が導入されたことが判明した。明治二十五年には江戸時代色を完全に払拭した仏教方式でかつ「五体投地」という修行性の色濃い礼拝方式を含んだ提案がなされた。しかし、明治三五年には、明治十三年の方式に戻っている。これは明治後半において勤行方式をめぐってゆれが大きかったことを示すものであろう。

最後に江戸時代と明治期をとおして仏前勤行の構成の変化を一覧にして参考に供した。

表1 仏前勤行の一覧表

	奉納文（口頭）	開経偈	懺悔文	三帰	三竟	十善戒	発菩提真言	三摩耶真言	般若心経	光明真言	大師宝号	大師和讃	回向文	ご詠歌	十句観音経	大金剛輪陀羅尼	普礼	五体投置
江戸・1687年	○									○	○				○			
江戸・1770年	○									○	○				○			
江戸・1815年	○									○	○				○			
明治13・1880年	○	○							○	○				○	○			
明治25・1892年			○	○	○	○	○	○		○	○*	○	○	○	○	○	○	○
明治35・1902年	○		○						○	○				○	○			
現代『四国遍路一作法とお経の意味』		○	○	○	○	○	○	○	○	○***	○	○	○	○				

*高師法号

**十三仏真言

四 明治の宗教政策との関係

何故明治十三年に江戸時代方式を継承しつつも、「般若心経」を含む仏教經典による仏前勤行方式が提案されたのであろうか。

このことを考へる上では、新政府の宗教政策、住民対策の展開とそれへの対応という問題を考えねばならない。

新政府の宗教政策の展開を追つてみる。

まずは、新政府が、慶應四年（一八六八）に神仏分離令を発し、かつ明治十年（一八七七）の教部省廃止をもつて終焉を迎えた神仏分離・廢仏毀釈の展開の問題がある。この政策の結果、江戸時代末には札所に四国四ヶ国の一宮をはじめ、若干の神社が含まれていたがそれが札所から排除され、札所はすべて寺院となつた。この結果、析りの対象として存在していた八百万の神々の存在は不要となつた。そのうえ、寺社領の上知令での寺院領の没収による経済力の衰退や、檀家の離壇、廢寺措置等があつて、札所寺院の衰退は激しかつた。⁽¹⁾

さらに、明治四年（一八七一）十月十四日太政官布告によつて六十六部が禁止された。太政官布告には、

平民廻國修業ノ名義ヲ以テ六十六部ト称シ仲間ヲ立寄宿所ヲ設置米錢等ノ施物ヲ乞ヒ候儀自今一切禁止候事

但從前寄宿六部共ノ内脱籍ノ者ハ復籍規則ニ照準シ其本貫へ帰籍可為致事

とある。読み下すと、

平民廻國修業の名義をもつて、六十六部と称して、仲間を立て、寄宿所を設け置き、米錢等の施物を乞い候儀今より一切禁止候事、但し前より寄宿六部共の内、脱籍の者は復籍規則に照準し、その本貫へ帰籍致さるべき事

所を設置すること、米錢を乞うことが禁止された。六十六部という集団の存在が否定され、その存立の基盤であった諸特権が否定されたのであつた。また「脱籍の者」を復籍させることは、この時期に展開する浮浪者取り締まりとも軌を一にしており、「経巡る」ということ自体を許さない、そういう政策の表れであつたろう。

次に明治五年十一月九日には、托鉢行為の禁止が発令された。太政官布告⁽²⁾は

　　古今僧侶托鉢之儀禁止候事

とある。読み下すと、

　　今より僧侶托鉢の儀禁止候事

となる。こうして僧侶の門付行為そのものが禁止されたのであつた。僧侶の門付と六部や遍路が門にたつて「米錢を乞う」ことは類似する行為であり、そうした行為への圧迫となつたであろう。

四国四県では行政機関によつて、「遍路乞食体の者」あるいは「袖乞い」等の排除、或いは県外追放策が取られた。その結果民間でも遍路排斥の動きも出てきたのであつた。こうして遍路も、この時危機に陥つたのであつた。

こうした中で宗教側が選び取つたのが、仏前勤行に「般若心経」を中心にして多くの經典を導入して、遍路の仏教化—宗教性の明確化—を計るという方向であったと考えられる。

意外にも「般若心経」は、その他の經と共に、明治になつて遍路の仏前勤行に導入されたものであつた。明治におけるこの変化は、明治初年の政府の宗教政策の展開や住民対策と密接に関係していた。したがつて、この問題を一層深く分析するには、こうした明治初年の一連の動きを、政府・地方行政機関・民間の各分野にわたつて丹念に跡づけて行かねばならないが、それは

今後の課題でもある。

註

- (1)『四国遍路 作法とお経の意味』(一番札所靈山寺内「百万人に、お遍路を伝える会」発行)
- (2)真念著『四国遍路道指南』(貞享四二一六八七年刊)『四国靈場記集別冊』所収(勉誠社刊)
- (3)『四国偏礼道指南増補大成』(明和四二一七六年刊、大坂柏原屋清左衛門他板)『四国靈場記集別冊』所収(勉誠社刊)
- (4)『四国遍路道指南増補大成』(文化十二二一八一五年刊、大坂佐々井治郎右衛門版)。本報告で使用したのは愛媛県歴史文化博物館蔵本で、外題は「新板大字四国遍路道しるべ」となっていて、内題のページが欠損くなっている。奥付は、「文化十二亥年十一月求板 大坂書林 大坂心斎橋南江五丁目佐々井治郎右衛門版」である。
- (5)『四国遍路道指南増補大成』の異本
- 『□□大字 四国案内記』(愛媛県歴史文化博物館蔵)は、内題は、「四国偏礼道指南増補大成」となっている。奥付は、「文化十二亥年十一月求板大坂書林 大坂心斎橋南江五丁目佐々井治郎右衛門版」で(4)に同じである。
- 『新板大字 四国へんろ道しるべ』(愛媛県歴史文化博物館蔵)は、内題が「四国偏礼道指南増補大成」だが、奥付を欠いている。
- 表紙破損本(日本史研究室蔵本)(玉井家旧蔵)は内題は「四国遍路道指南増補大成」であるが、奥付部分が消失している。丁によって版の大きさがことなる部分もあり、諸版の取り合わせであろうか。
- (6)『四国八十八ヶ所道中独案内』(愛媛県歴史文化博物館蔵)は内題が「四国偏礼道案内」で、奥付は「明治十三年四月十九日御届 令五月出版 編集兼出版人 松本善助 東区南久太郎町四丁目八番地」である。
- (7)速水侑編『觀音信仰事典』(戎光祥出版、二〇〇〇年刊)
- (8)『四国靈場記 全』(愛媛県歴史文化博物館蔵)の奥付は「明治廿五年七月廿日印刻 同年八月廿一日出版 編輯兼発行者 愛知県海東郡大治村大字砂子

定精 自性院住職 権中僧都 住田実妙 (略) 発児書肆 同県名古屋市面前町一七番戸 三浦兼助 とある。尚奥付部分に京都市の書林藤井佐兵衛の朱印が押してある。

(9)池田英俊著『明治の新仏教運動』(吉川弘文館、昭和五一年刊)

(10)『八十八箇所御詠歌 四国道中記』(愛媛県歴史文化博物館蔵)の内題は「四國偏礼道案内」で奥付は「明治卅五年九月十五日印刷 明治卅五年九月廿一日発行 大阪市東区常盤町(略) 著作兼発行者 伊澤駒吉(略)」となっている。

(11)愛媛県『四国遍路のあゆみ(平成12年度遍路文化の学術整理報告書)』(愛媛県生涯学習センター、平成十三年刊)

(12)『法令全書 第四卷』(内閣官房局編 発行所原書房、一九七四年刊)

(13)『法令全書 第五卷ノ2』(内閣官房局編 発行所原書房、一九七四年刊)

◎經文

①開經偈 無上甚深微妙法 百千万劫難遭遇 我今見聞得受持 願解如來真實義

②懺悔文 我昔所造諸惡業 皆由無始貪瞋痴 從身語意之所生 一切我今皆懺悔

③三帰 弟子某甲 尽未來際 帰依佛 帰依法 帰依僧

④三竟 弟子某甲 尽未來際 帰依佛竟 帰依法竟 帰依僧竟

⑤十善戒 弟子某甲 尽未來際 不殺生 不偷盜 不邪淫 不妄語 不綺語 不

惡口 不兩舌 不慳貪 不瞋恚 不邪見

⑥發菩提心真言

おんばうじしつたぼだはだやみ

(参考: 訳 ^ア-1・清らかな仏心の蓮華を我が胸中に開かん)

(参考: 訳 ^ア-1・菩提を求める心を起こします)

⑦三昧耶戒真言 おんさんまやさとばん

(参考: 訳 ^ア-1・仏性もとより平等なれば、仏と一体になり 即身成仏せん)

(参考: 訳 ^ア-1・ほとけさまの静かなさとりの境地に住します)

⑧仏說摩訶般若波羅蜜多心經 (唐三藏法師玄奘訳)

觀自在菩薩 行深般若波羅蜜多時 照見五蘊皆空 度一切苦厄 舍利子

色不異空 空不異色 色即是空 空即是色 受想行識亦復如是

舍利子 是諸法空相 不生不滅 不垢不淨 不增不減 是故空中

無色 無受想行識 無眼耳鼻舌身意 無色声香味触法 無眼界

乃至無意識界 無無明 亦無無明尽 乃至無老死 亦無老死尽

無苦集滅道 無智亦無得 以無所得故 菩提薩埵 依般若波羅蜜多故

心無罣礙 無罣礙故 無有恐怖 遠離（一切）顛倒夢想 究竟涅槃

三世諸仏 依般若波羅蜜多故 得阿耨多羅三藐三菩提

故知般若波羅蜜多 是大神咒 是大明咒是無上咒 是無等等咒

能除一切苦 真實不虛

故說般若波羅蜜多咒 即說咒曰

羯帝 羯帝 般羅羯帝

般羅僧羯帝 菩提僧莎訶 般若（波羅蜜多）心經

（出典

金岡秀友校注『般若心經』講談社学術文庫

⑪大師寶号 南無大師遍照金剛

⑫廻向

願わくは、この功徳を以って、あまねく一切に及ぼし 我らと衆生と皆ともに、仏道を成せん

我らと衆生と皆ともに、仏道を成せん

（以上、出典『四國遍路 作法とお経の意味』参考は後掲）

⑬延命十句觀音經

觀世音 南無佛 與仏有因 與仏有緣 仏法僧緣 常樂我淨

朝念觀世音 暮念觀世音 念念從心起 念念不離心

（出典 大阪中之島図書館蔵『西国順礼略打大全』）

⑭大金剛輪陀羅尼

なうまく しつちりや ちびきや

なん さらば たたぎやたなん

あん びらじ びらじ まかし

きやら ぱじり さたさた

さらてい サらてい たらい

たらい びだまにさんばんじやに

たらまちしつた ぎりやたらん

そわか

（出典 大師寶号 南無大師遍照金剛）

⑨十三仏真言
⑨—1 不動明王 のうまくさんまんだばざらだんせんだけ

まかるしゃだそわたやうんたらたかんまん

のうまくさんまんだばだなんばく

おんあらはしゃのう

おんさんまやさとばん

おんかかかひさんまえいそわか

おんまいたれいやそわか

おんころころせんなりまとうぎそわか

おんあろりきやそわか

おんさんざんざんさくそわか

おんあみりたいでいせいからうん

おんあきしゅびやうん

おんあびらうんけんばざらだとばん

のうぼうあきやしゃきやらばや おんありきやまりぼりそ

わか

（出典『十三仏真言般若心經』）

⑯普禮（ふらい）（普禮真言）

おん やらば たたぎやた はんなまんなのう きやらみ

（参考・訳 a-3：）本尊のおみ足を額にいただき、一切諸仏にご挨拶を申し上げます

（出典 愛媛県歴史文化博物館蔵『四國靈場記』）

（出典 参考・訳 a-1, a-2, a-3 インターネット「仏教の勉強室」）

参考・訳 b-1, b-2 インターネット「真言宗のお経」

⑩光明真言 おんあぼきや・べいろしゃのう・まかばだら・まにはんどま・じんばら・はらばりたやうん

（意訳 「帰命・効驗空しからざる遍照の大印、すなわち、大日如来の大光明の印よ、宝珠と蓮華と光明の大徳を有する智能よ、われ